### 第 五 編

平成 26 年 12 月 14 日執行の衆議院議員 総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に おける管理執行事務

### 1 選挙管理委員

 委員長
 一木俊廣

 委員
 字根谷孝子

 // 大津留// 矢野利幸

### 2 事務分担表

事務の区分	主 任	副任
総 括	川野書記長法華津振興監	
庶務、人事、経理に関すること	企 画 管 理 班	一丸課長補佐
法令解釈、企画、指導に関すること 投・開票速報に関すること	一丸課長補佐	清 水 主 幹
選挙の管理執行手続きに関すること 選挙運動、政治活動に関すること 氏名掲示に関すること 投票用紙印刷、物資の配布に関すること 選挙運動費用収支報告書に関すること	清 水 主 幹	一丸課長補佐
立候補届出、選挙会に関すること 選挙公営に関すること 不在者投票に関すること 予算に関すること	後藤主査	清 水 主 幹
投・開票速報に関すること 選挙人名簿に関すること 議案・告示に関すること 各種用紙、公営物資等の点検に関すること 各種報告に関すること	本 多 主 事	一丸課長補佐
選挙公報に関すること	行 政 班	清水主幹
政見放送に関すること	財 政 班	一丸課長補佐
選挙啓発に関すること	企 画 管 理 班       行 政 班       財 政 班       税 政 班	<ul><li>一丸課長補佐</li><li>清水主幹</li><li>後藤主査</li><li>本多主事</li></ul>
選挙の記録に関すること	本 多 主 事	後 藤 主 査

# 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項 $\Im$

協 議 事 項 1 寸 依	日本放送協会(NHK) (出席者)	大分放送 (0BS)	テレビ大分 (TOS) (H廃者)	大分朝日放送 (0AB)	備寿を経済は、県選管が作成する。
エレドボリルに 日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(山)	和道局次長兼報道部長 和田野 哲彦	報道部次長 本野 宏治	3.長 2.谷 友博	示さられたのう。 県選管が上記資料 質疑については、 と各放送局が答え、
政見放送の申込みの受付に 関する事項 (1)公示前の申込受付の日時、 場所等	・期日 11月26日~12月1日 (但し11月30日を除く) ・時間 10:00~16:00 (但し11/29年)は10:00~12:00) ・場所 大分市高砂町2-36 NHK大分放送局 ・Tel:097-533-2813 ・担当者:山本 倫子 (不在時:山本 大典)	- 期日 11月24日~12月1日 (但し11月29日及び30日を除く) - 時間 10:00~16:00 - 場所 大分市今津留3-1-1 OBS報道部 - Tel:097-553-2525 - 担当者:羽田野 哲彦	・期日 11月25日~12月1日 (但し11月29日及び30日を除く) ・時間10:00~17:00 ・場所 大分市春日浦843~25 TOS報道部 ・Te1:097~537~5521 ・担当者:小野 宏治	- 期日 11月24日~12月1日 (但し11月29日及び30日を除く) ・時間10:00~17:00 ・場所 大分市新川西12 OAB報道部 ・Tel:097~538~8855 ・担当者:泥谷 友博 (不在時:羽田野 昌昭)	・政見放送の申込みがあったときは、放送局はその日の分を電話で県選管に連絡し、最終的に文書で連絡する。(政党名、届出予定候補者氏名、持込み・局収録の別、録音・録画の日時、通称使用の有無)・告示前申込 (実規5⑤)・一放送局がそれぞれ定める時間内では成多の場所 (実規5⑥)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)公示日の申込受付の時間、12月2日(2)8 場所 ・場所: 大分) ・連絡先Tel ・担当者氏名	12月2日(208:30~17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁 ホール ・連絡先Tel:097-533-2813 ・担当者氏名:山本 大典 山本 倫子	12月2日608:30~17:00 ・場所:大分県庁本館 2F正庁 ホール ・連絡先 Tel: 097 - 553 - 2525 ・担当者氏名:羽田野 哲彦	12月 2日(約8:30~17:00 ・場所:大分県庁本館 2F正庁 ホール ・連絡先 Tel:097 - 537 - 5521 ・担当者氏名:小野 宏治	12月2日(208:30~17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁 ホール ・連絡先Tel:097-538-8855 ・担当者氏名:泥谷 友博	·申込期限…公示のあった日(実規5④) ·申込時間…8:30~17:00(実規5⑪) ·場 所…指定する場所(実規5⑪)
(3)公示前の申込みにおける留意点(提出書類等)	別添取扱要領				・提示された供託証明書を確認のうえ、 複写して保管すること。 ・字幕により候補者を紹介する政党につい では、その候補者の氏名等を添付書類 に記載させ、確約書により確認すること。
(4)申込期限経過後の通知	・政見放送申込期限終了後直ちに県選管に決定		した放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者届出政党を県選管に通知		・放送予定の日時の通知 (実現12①) 放送局 → 県選管
政見の持込みに関する事項 (1)政見の特込み受付時間、場所	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	・できる限り政見放送申込と同時
(2)政見の技術的基準	1/2インチHDカム	НДЯЧ	$\mathrm{HD} \mathcal{P} \mathcal{L}$	НDカム	・技術基準は実施放送局が定める。
3)技術的基準を満たすもので あるかの確認方法	(3)技術的基準を満たすもので 政党の政見放送担当責任者と制 あるかの確認方法 作プロダクション担当者立会い のもとで確認	持込み者立ち会いのもとで試写 を行い技術的基準を確認	持込み者立ち会いのもとで試写 を行い技術的基準を確認	持込み者立ち会いのもとで試写 を行い技術的基準を確認	<ul><li>技術的な審査を行ったうえで、認められないものは基準を示して再提出を求める。</li></ul>

備	・録音及び録画の日時、場所 ・放送局は各候補者届出政党の希望を考 慮日時、場所を定める。(実規7①) ・公示前においても録音、録画できる。 (実規7⑤) ・候補者が正当な理由なく定められた日 時、場所に出向かなかった場合は、政 見放送は行わない。(実規7⑥)	原則として、申込の受付の際に決定、 交付	・総時間…打ち合わせ、化粧及びリハーサル等を含む総時間数 サル等を含む総時間数 ・取扱要領では30分						
大分朝日放送 (OAB)	・日時	名称 「政見放送収録約定書」 交 ・交付時期…申込みの際	・総 ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	・録音、録画の要領 ・留意点等	原則として行う	1 = 1		・表示事項         大分県(小選挙区)         〇 〇 党         ・規格 縦300mm×横1,320mm         ・ブレートの色…藍         ・字色白	
テレビ大分 (TOS)	・日時       時間     10     11     14     15     16       月日     10     11     14     15     16     17       11/24     0     0     0     0     0       11/25     0     0     0     0       11/28     0     0     0       11/29     0     0     0       11/30     0     0     0       11/30     0     0     0       12/1     0     0     0       12/2     0     0     0       3所: TOSAをジオ	名称 「政見放送収録約定書」 ・交付時期…申込みの際	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	・録音、録画の要領 ・留意点等	原則として行う	1 =		- 表示事項 大分県 (小選挙区) ○ ○ 党 ・規格 縦300mm×横1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色白	
大分放送 (OBS)	・日時       ・日時       時間     10     11     13     14     15     16       11/24     0     0     0     0     0       11/25     0     0     0     0       11/26     0     0     0     0       11/28     0     0     0     0       11/29     0     0     0     0       11/30     0     0     0     0       12/1     0     0     0     0       12/2     0     0     0     0       場所: OBS     Aスタジオ	名称 「政見放送収録約定書」 交付時期…申込受付時	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	・録音、録画の要領 ・留意点等	原則として行う	1 1 1		・表示事項 大分県 (小選挙区) ○ ○ 党 ・規格 縦300mm×横1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色白	
日本放送協会 (NHK)	・日時       時間       時間       時間       時間       11/25       11/26       11/28       11/28       11/28       11/28       11/29       11/30       12/1       12/1       12/1       12/1       12/1       12/1       12/1       12/1       12/1       12/2 <td col<="" td=""><td>名称 「政見放送録画(録音)日時 決定票」 交付時期…申込受付時</td><td>ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間</td><td>・録音、録画の要領 ・留意点等</td><td></td><td>1 =</td><td>垂 回</td><td>背景にプレートで表示 大分県(小選挙区) ○ ○ 党 ・規格 縦300mm×横1,320mm ・ブレートの色…藍 ・字色 白</td></td>	<td>名称 「政見放送録画(録音)日時 決定票」 交付時期…申込受付時</td> <td>ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間</td> <td>・録音、録画の要領 ・留意点等</td> <td></td> <td>1 =</td> <td>垂 回</td> <td>背景にプレートで表示 大分県(小選挙区) ○ ○ 党 ・規格 縦300mm×横1,320mm ・ブレートの色…藍 ・字色 白</td>	名称 「政見放送録画(録音)日時 決定票」 交付時期…申込受付時	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	・録音、録画の要領 ・留意点等		1 =	垂 回	背景にプレートで表示 大分県(小選挙区) ○ ○ 党 ・規格 縦300mm×横1,320mm ・ブレートの色…藍 ・字色 白
協議事項	4 政見の録音または録画の実施に関する事項 (1)録音または録画の日時、場所	(2)政見放送収録日時決定票及び交付時期	(3)録音、録画の時間等 ①収録に要する総時間 ア単独方式 イ対談方式 ウ複式方式(候補者3人 の場合)	②候補者との打ち合わせ事項	③化粧	もリハーサル ⑤本番	(4)録音、録画をテレビ、ラジ オ別にするかどうか	(5)放送中の氏名等の表示方法 背景にプレートで表示及び表示事項 大分県 (小選挙 大分県 (小選挙 ・	

電				単独経歴放送(法151①)(NHKのみ) ・氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を履歴書に基づき放送する(取扱規程④ 1) ・1回につき、30秒以内(取扱規程④2) ・表示事項(取扱規程④4) ・放送順序は、選管がくじで決めた選挙 公報の掲載順序に基づく(取扱規程④6)	取扱いについての定めはないが、次のように取扱うこととされている。(留意事項第5(2))・経歴書の提出等については、実規6に準ずる。	・NHKがくじで決めた順序に基づき行う(取扱規程④6)
大分朝日放送 (OAB)	NHKに準ずる	350mm   100mm   日 駐 地 氏 名   100mm   ・プレートの色…   操・・プレートの色…   特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・ カメラ</li> <li>・ ズームアップ</li> <li>・ カメラ位置</li> <li>・ カメラ位置</li> <li>・ テーブルクロス</li> <li>・ 背景</li> <li>・ 水ケー</li> <li>・ 株飾</li> <li>なし</li> <li>・ なし</li> <li>・ 報報</li> </ul>			
テレビ大分(TOS)	NHKに準ずる	350mm 田 席 者 氏 名 100mm ・プレートの色…購 ・字色	・カメラ     1台       ・ズームアップ     2回       ・カメラ位置     3~4m       ・テープルクロス     模様       ・背景     グレー       ・装飾     なし			
大分放送 (OBS)		350mm 田 席 者 氏 名 100mm ・プレートの色…離 ・字色	<ul> <li>・ カメラ</li> <li>・ ズームアップ</li> <li>・ カメラ位置</li> <li>・ カメラ位置</li> <li>・ テープルクロス 模様</li> <li>・ 背景</li> <li>・ 装飾</li> <li>なし</li> </ul>			
日本放送協会(NHK)	・候補者の氏名、選挙区	350mm 田 席 者 氏 名 100mm ・プレートの色…離 ・字色	・カメラ     1台       ・ズームアップ     0回       ・カメラ位置     単独 出演者から 2.5m       対談     2.6m       ・テーブルクロス NHK規定による       ・背景     *       ・装飾     *	※単独経歴放送 (NHK (テレビ・ラジオ) ・表示方法 テロップ ・表示事項 選挙区名、党派名 候補者氏名、写真 ・放送方法 経歴を30秒以内で アナウンス アナウンス・放送順序 選挙公報順	候補者より提出された経歴書により経歴を30秒以内でアナウンス	NHKが小選挙区ごとに行うく じで決定する。
機業事	幕(単独方式、対談方式 希望政党のみ)の表示方	(7)出席者のネームプレート	(8緑画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、 照明、背景、装飾等	5 経歴放送(経歴の紹介)に 関する事項(NHKのみ) (1経歴放送の方法、放送中の 氏名等の表示方法及び表示 事項(テレビ)	(2)ラジオ放送による経歴紹介 の方法等 (NHKのみ)	(3)選挙公報の掲載申請をしな い候補者がいる場合の経歴 放送の順序

備	・各放送局はあらかじめ政見放送の予定の日時を定めて、選管に通知する。 (実規12①)・選挙期日の2日前までに放送終了 (実規12②)・候補者の放送日時(順番)の決定のく じの実施 (実規14①) ・各候補者の放送日(順番)が決定した ら直ちに放送局に通知する。 (実規14③) ・	・投票日の周知、選挙啓発等(留意事項 第7②) ・期日前投票の周知	別紙参照(実規15)	(1)法86条13項の規定による選挙長の告示 通知する。 (1)法86条13項の規定による選挙長の告示 のあった日以後は、その者に係る政見 放送及び経歴放送は行わない。 験音・録画テープを当選の告 次の日から30日間保管した(2)各放送局と県選管が協議して定めると (実規17①) 示の日から30日間保管した(2)各放送局と県選管が協議して定めると (文元より、政見放送及び経歴放送を 行うことができる。 (実規16) (4)放送局は選挙期日後、録音・録画した ものを選管に送致しなければならない。 (実規18)
大分朝日放送(OAB)	※政見放送 ・テレビ 12月8日(引)15:14~15:54	テレビPRフィラー 選挙啓発の告知	別 徴 参 照	<ul> <li>(1)原則としてカット</li> <li>(2)県選管と協議</li> <li>(3)技術モニター あり</li> <li>(4)録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。</li> <li>(5)未定</li> </ul>
テレビ大分 (TOS)	※政見放送 ・テレビ 12月 9 日(約15:53~16:50	投票日の周知、選挙啓発等 期日前投票の周知	別 策 参 照	<ul> <li>(1)原則としてカット</li> <li>(2)県選管と協議</li> <li>(3)技術モニター あり 示の日から30日間保管した 後、県選管へ送付する。</li> <li>(5)未定</li> </ul>
大分放送 (OBS)	※政見放送 ・テレビ 12月10日休刈4:55~15:55	テレビPRフィラー選挙啓発の告知	別 策 参 照	(1)原則としてカット (2)県選借と協議 (3)技術モニター あり (4)録音・録画テープを当選の告 示の日から30日間保管した 後、県選管へ送付する。 (5)未定
日本放送協会 (NHK)	<ul> <li>※ 政見放送</li> <li>・テレビ</li> <li>12月10日(ゆ7:25~7:55</li> <li>・ラジオ</li> <li>12月11日(か9:05~9:30</li> <li>12月11日(か9:05~9:30</li> <li>※経歴放送</li> <li>・テレビ</li> <li>12月11日(か11:30~11:40</li> <li>・ラジオ</li> <li>12月5日、8日、12月5日、8日、12月9日、10日、11日</li> <li>12月9日、10日、11日</li> <li>12月9日、10日、11日</li> <li>12月9日、10日、11日</li> <li>12月9日、10日、11日</li> <li>12月9日、10日、11日</li> </ul>	フィラーと音楽	別 新 参 照	あり をお題の告 明保管した する。
協議事項	6 放送予定の日時の決定に関 する事項 (1)放送の日時(時間帯)及び 一括放送するかどうか	7 放送に関する事項 (1)放送時間の余りの時間の利 用	(2)放送に著しい支障を生じた ことにより、改めて放送す る場合	8 その他 (1)死亡、立候補の辞退とみな (1)原則としてカットされる場合の処置 (2)補充立候補者の取扱い (2)県選管と協議 (3)モニターの設置 (4)録音・録画テープ (4)放送後の措置 (4)録音・録画テープ 不の日から30日 (5)候補者が予定数を上回った (5)未定

### (別紙)

「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

### 再放送する場合

・政見放送及び経歴放送実施規程第15条(抄)

喉補者の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は一般放送事業者は、 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらためて当該候補者の政見放送を行うことができる。

旨 放送設備の事故により特定の候補者が不利益を受けた場合の救済

機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等 ・「放送設備の事故」

置 事態が起こった時点で放送局と県選管とで協議

### 2 中止する場合

公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となった場合においては、これに代わるべき政見放送 又は経歴放送は行わない。

(注) 「協議事項」中、関係法規に関する略語は次による。

. 「法」……公職選挙法

·「令」……公職選挙法施行令

・「留意事項」…衆議院小選挙区選出議員の選挙における政見放送実施上の留意事項(平成24年11月)

(IEII)

実規5⑦ : 政見放送及び経歴放送実施規程第5条第7項

### 4 投票及び開票の速報事務

### 速報本部体制

平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査における、投・開票 速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に速報本部を設け、その組織等を次のとおり定 める。

> 総括責任者 川野幸男 総括責任者補佐 一丸淳司

### 1. 受信係

- (1) 市町村からのファクシミリによる速報受信にあたる。
- (2) 市町村からファクシミリで送られてきた受信表を受け取り、不明瞭な部分がないことを確認したうえで、 検算係へ回付する。このうち、衆議院小選挙区選出議員選挙(以下「小選挙区」という。)及び衆議院比 例代表選出議員選挙(以下「比例代表」という。)の開票結果(確定)については、複写係に回付する。 定時になっても速報がない場合は、担当する市町村に電話を入れ、状況確認を行う。また、送られてき た受信表が不明瞭であったときは、再送付の旨連絡を行う。
- (3) 何度督促しても速報が来ない場合や、受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。

### 2. 検算係

- (1) 受信係から(小選挙区及び比例代表の開票結果(確定)については、複写係から)回付された受信表を検算し、速報受信の有無をチェックしたうえで受信表を速報の種類及び選挙ごとに分類し、電算係へ回付する。
- (2) 受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。
- 3. 電算係(中間投票班、当日有権班、小投票班、比投票班、小開票班、比開票班、国審班)
  - (1) 検算係から回付された受信表をパソコンにより集計し、受信表と集計結果をパソコンの画面上で照合する。
  - (2) 集計結果を印刷し、電子データはフロッピーに保存し、併せて調整係に回付する。
  - (3) 中間投票班は、中間投票状況の集計を行う。

当日有権班は、選挙当日有権者数の集計を行う。

小投票班は、小選挙区の投票結果の集計を行う。

比投票班は、比例代表の投票結果の集計を行う。

小開票班は、小選挙区の開票結果の集計を行う。

比開票班は、比例代表の開票結果の集計を行う。

国審班は、最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)の投票結果及び開票結果の集計を行う。

### 4. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 集計結果の最終チェックを行い、発表用原稿を作成し、総括責任者の確認を受けた後、集計結果と発表用原稿を複写係へ回付する。

### 5. 複写係

(1) 調整係から回付された発表用原稿及び集計結果を所定部数複写して、連絡係へ回付する。(原本は電算係へ回付する。)

(2) 受信係から回付された小選挙区及び比例代表の開票結果(確定)の受信表を所定部数複写し、連絡係へ回付する。(原本は検算係へ回付する。)

### 6. メール係

- (1) 総務省へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。(緊急時はFAX)
- (2) 振興局へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。
- (3) 報道各社へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。

### 7. 連絡係

- (1) 複写係から回付された発表用原稿を発表係に回付する。
- (2) 発表会場において発表係の指示により集計結果を記者等へ配付する。
- (3) 集計結果を外部からの照会に備え、市町村振興課に持って行き、併せて庁内関係所属に集計結果を投げ込む。
- (4) 集計結果を速報本部内各係に配付する。
- (5) 複写係から回付された小選挙区及び比例代表の開票結果(確定)のコピーを発表会場の報道各社トレイに入れる。

### 8. 発表係

連絡係から回付された発表用原稿に記載された集計結果を発表会場において発表する。

### 9. 庶務係

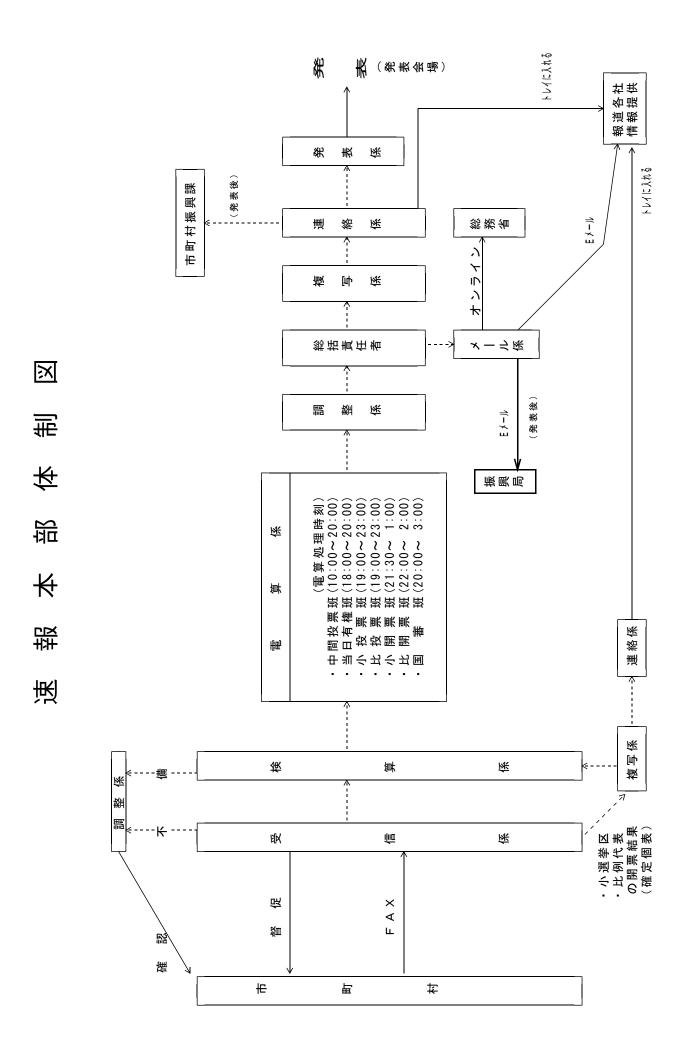
本部の庶務に従事する。

### 10. その他

- (1) 担当の事務が終了した場合は、係の責任者の指示に従い他の係を補助する。
- (2) 市町村振興課に待機している者は、外部からの速報数値等の照会に対し、連絡係から回付された集計結果を基に回答する。
- (3) 本部内設備及び機器等のサポート体制については以下のとおり。
  - · 電気関係………施設整備課保全計画班(内線4712)

施設整備課電気室(内線4432)

- ・電話回線関係………………用度管財課管理・電話班(内線5112)
- ・庁内LAN及び貸出パソコン関係……情報政策課(緊急連絡先把握)
- ・コピー機 (複写係) ………ソーコー (18:00~速報終了)
- · FAX (受信係) ··············ソーコー (18:00~速報終了)
- ・プリンタ (電算係) …………ソーコー (18:00~速報終了)
- ・集計システム (電算係) …………富士通 (9:00~速報終了)
- ・総務省オンライン端末 (メール係) ……東芝 (9:00~速報終了)



### 速報本部事務分担表

 総括責任者
 川野幸男

 総括責任者補佐
 一丸淳司

投票日午前8時30分から午後8時まで

係 名	人数	係    員
受 信 係	2	◎石井(恵)(兼)鞍井 (一丸)
検 算 係	1	◎阿久津
電 算 係		
中間投票班	2	◎吉松    田崎
当日有権班 (午後6時~)	2	◎濱崎    武内
複 写 係	1	◎竹田
発 表 係	1	◎法華津
調整係兼連絡係	2	◎一丸 後藤(亮)
メール係	1	◎本多
庶 務 係	1	◎石井(恵)(兼)鞍井
市町村振興課	2	◎清水    師藤
合 計	17(延)	

※◎は各係の責任者

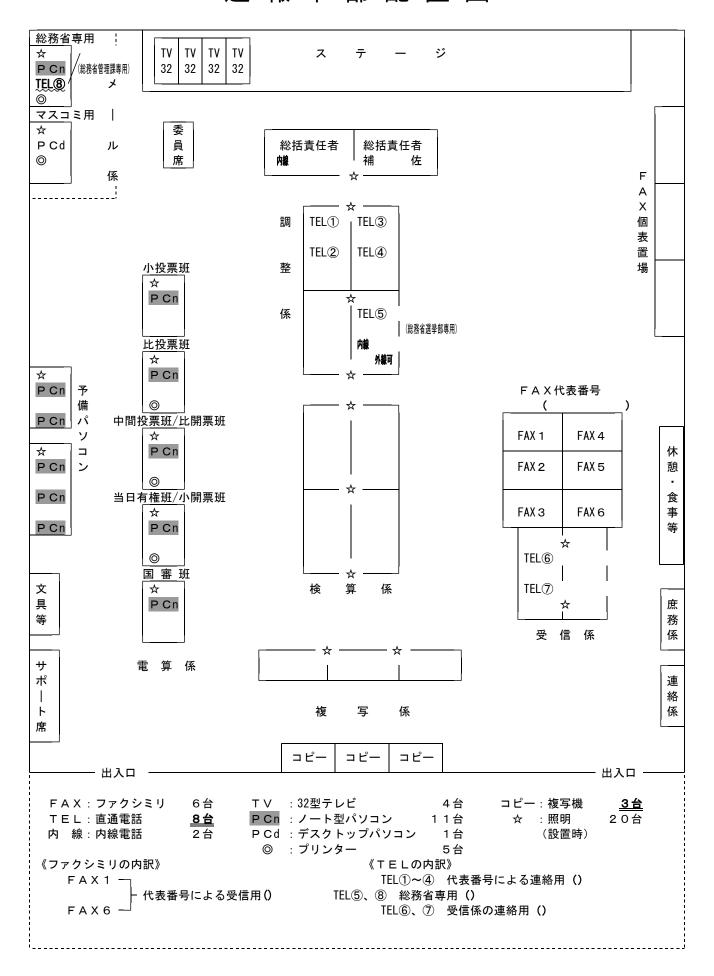
### 投票日午後7時から

f	系 名		人数		係	員	
受	信	係	2	◎石掛	近藤	中城	
検	算	係	4	◎首藤	堀川	[浅野]	[後藤(雅)]
電	算	係					
小	投 票	班	2	◎佐藤	[木付]		
比	投 票	班	2	◎白井	上田		
小	開票	班	2	◎小埜	武内		
比	開票	班	2	◎石井 (隆)	竹田		
国	審	班	2	◎江藤	阿久津		
複	写	係	3	◎岩下	師藤	遠藤	
連	絡	係	3	◎古澤	石井 (恵) (兼)	1	
調	整	係	4	◎一丸	清水	後藤	本多
X	ール	係	2	◎三浦	[大塚]		
発	表	係	1	◎法華津			
庶	務	係	1	◎石井(恵)(兼)	1		
市町	村振興	课 課	2	◎中津留	岩戸		
合		計	32 (延)				

### ※◎は各係の責任者

※ [ ] は他所属からの応援職員

### 速報本部配置図



### 発表会場配置図(21会議室)

7	西日本			
6	日経		朝日新聞	$ \rceil_{ \mathfrak{V} }$
		]		]
5	共同 	]	大分合同	
4	TOS		NHK	
3	読売		OAB	100
2	時事		OBS	9
1	日刊工業		毎日	8
	T ∨26	発表台		]
			出入	] 

### 平成26年12月14日執行

第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査

### 報要 谏 領

### 市町村以外非公開 取扱注意

速報本部速報用FAX 速報本部備付TEL

(設置期間:12月12日(金)~15日(月))

●各速報様式【F1~9】にそれぞれの様式に従い、必ず以下を記入し(又は○で囲み)、FAXを送信すること。

①選挙区

④点検担当者名

⑦第○回 ○時○分(中間)

②市町村名

⑤発信担当者名

⑧確定時刻 ○時○分

③発信時刻

⑥中間・確定の別

### 【12月13日(土)】

- 1 選挙当日有権者概数の速報について
  - (1) 13時までに【F1表】を用いて、FAXにより速報本部に報告すること。
  - (2) (1)の報告に併せて、各市町村ごとに選定した選定投票所の有権者概数の合計を【F1表(F)】に記入
  - ●期日前投票後に「失権者」、「抹消者数」に該当することになった者の取扱いに注意すること。

### 2 期日前投票者数の速報について

12月12日(金)までの小選挙区の期日前投票者数を9時30分までに【別紙2】を用いて、FAXにより県 選管事務局に報告すること。

●在外選挙人の日本国内における投票も含むこと。

### 【12月14日(日)】

3 期日前投票者数の速報について

12月13日(土)までの小選挙区の期日前投票者数を10時30分までに【別紙3】を用いて、FAXにより県 選管事務局に報告すること。

4 中間投票状況の速報について

下記の各速報現在時における選定投票所の衆議院小選挙区選出議員選挙の投票状況を、【F2表】を用いて、 速報現在時10分前までにFAXにより速報本部に報告すること。

(速報現在時) 10時、11時、12時、14時、16時、18時

19時30分、20時

計 8回

- ●速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。
- ●ただし、20時現在の数値には当該選定投票所分の期日前投票者数及び不在者投票者数を算入すること。
- ●20時までに投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、各時刻に必ず報告し、20時現在にのみ当該選定投票所 分の期日前投票者数等を算入すること。

### 5 選挙当日有権者数の報告について

有権者数を集計し、【F3表】を用いて17時現在の数字をFAXにより速報本部に、18時までに報告すること。

17時以降、投票所閉鎖時刻までに補正登録があった場合は、修正と大きく書いて随時FAXにより報告すること。

●期日前投票後に「失権者」、「抹消者数」に該当することになった者の取扱いに注意すること。

### 6 投票結果の速報について

次の3種類の投票結果を判明次第直ちに(遅くとも21時20分までに) FAXにより速報本部に報告すること。

- ·衆議院小選挙区選出議員選挙にあっては【F4表】を用いること。
- ·衆議院比例代表選出議員選挙にあっては【F5表】を用いること。
- ・最高裁判所裁判官国民審査にあっては【F6表】を用いること。
- ●投票者数の内訳を必ず記入すること。
- ●21時40分までに集計が終わらないときは、とりあえず判明している数字を速報用紙に記入し、余白に「概数」と大書きして報告すること。

なお、確定後は速やかに報告すること。

### 7 開票状況の速報について

------ 小選挙区 ------

### 市

- (1) 中間速報
  - ① 21時30分現在を第1回目として、第1区は【F7-1表】、第2区は【F7-2表】、第3区は【F7-3表】を用いてFAXにより速報本部に報告する。

以後30分ごとに結果が確定するまで同様に中間速報を行う。

《 中間速報現在時 》

21:30, 22:00, 22:30, 23:00, 23:30, 0:00.....

- ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。
- (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、第1区は【F7-1表】、第2区は【F7-2表】、第3区は【F7-3表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

### 町村

- (1) 中間速報
  - ① 22時00分現在の開票状況を、第2区は【F7-2表】、第3区は【F7-3表】を用いてFAXにより速報本部に報告する(22時までに)。

なお、町村の中間開票速報は22時00分現在の1回のみであり、以後確定するまでの報告は必要ないものであること。

- ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。
- (2) 確定凍報

開票結果が確定したときには、第2区は【F7-2表】、第3区は【F7-3表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

●中間速報は速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。

- (1) 中間速報
  - ① 原則として行わない。

ただし、確定が午前0時を過ぎる団体は、午前0時現在を第1回目として、【F8表】を用いてFA Xにより速報本部に報告する。

以後1時間ごとに結果が確定するまで同様に中間速報を行う。

《中間速報現在時》

0:00, 1:00, 2:00, 3:00.....

- ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。
- (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、【F8表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

●中間速報は速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。

------ 国民審査 ------

(1) 中間速報 行わない。

(2) 確定速報

開票結果が確定したときには、【F9表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

### 8 その他

(1) 得票数等の発表について

各市町村が得票数等の発表を独自に行うことは差し支えないが、速報本部への報告を優先すること。

(2) 確定報告後の修正について

確定数値の報告後、数値の誤りに気付いたときには直ちに①電話、②FAX(修正箇所を見え消し修正し、余白に「修正」と大書きすること)の順番で速報本部に報告すること。

(3) 速報後の待機について

投・開票結果の速報がすべて終了した後も、速報本部から当該報告について照会する場合があるので、 速報終了後概ね1時間程度これに応じられる体制をとっておくこと。

待機解除については特に連絡しないので、確定のFAXを送信後1時間経過したら解除しても良い。ただし、選管職員と速報担当者については、その後も至急の連絡が取れる体制をとっておくこと。

有権者概数速報用紙
選挙当日
送達·最高裁判所裁判官国民審查
衆議院議員総
尸表

		電算担当			者概数	(D)	垾			+==	
节のみ記入		点検担当			当日有権	(E) = (A) + (B) - (C)	女			女	
(開票区名) は大分市のみ記入		受信担当								用	
鯔) ※	-			公	数	<u>Q</u>	벁	( )			票所分
		受信時刻		時	: 消者		女	( )	<u> </u>		うち、選定投票所分
		函			共		用	( )			5. 5.
					数	(O	計		^		
			些		种		女	(			
市町村名 (開票区名)		阻当			失権		用	) (			
市 (開票		点検担当 			者数	(B)	늗	)			
		担当			资额		女				
IVI.		発信担当			構正		男				
M	-			次	:者数 E)	€	井				
無		発信時刻		時	<b>挙人名簿登録者数</b> (H26.12.1現在)		女				
X		杋			選拳人 (H2		用				
選		<del> C</del>	宦	村				国	在外		

(注) 1. 2. 3.

ئد

1. 「選挙人名簿登録者数」は、平成26年12月1日の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数であること。
2. 「補正登録者数」は、平成26年12月2日 (選挙時登録翌日) 以後12月13日 (選挙期目前日) までの間に補正登録した者の数であること。
3. 「失権者数」は、平成26年12月2日 (選挙時登録翌日) 以後12月13日 (選挙期日前日) までの間に補正登録した者の数であること。
4. 「株消者数 (国内)」は、公職選挙法第11条第1項若しくは第2項又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨を表示中の者の数であること。
4. 「株消者数 (国内)」は、平成26年12月1日以後12月13日までの間に死亡した者、転出者又は誤載者で抹消の決定を委員会で行った者並びに転出中と表示された者のうち転出先市町村の選挙人名簿に登録された者の数であること。
(なお、転出後4ヶ月を経過するに至らず、未だ抹消されてはいないものの転出先の市町村において、選挙人名簿に登録された者に受けてはいないものの転出先の市町村において、選挙人名簿に登録された者に日果が作成された日から「抹消者数 (在外)」は、平成26年12月1日以後12月13日までの間に死亡した者、誤載者、日本国籍を喪失又は日本国内で新たに住民票が作成された日からくなお、日本国内で新たに住民票が作成され、国内の選挙人名簿に登録された者については、未だ4ヶ月を経過しない者であっても、便宜上計上する。 (なお、日本国内で新たに住民票が作成され、国内の選挙人名簿に登録された者については、未だ4ヶ月を経過しない者であっても、便宜上計上する。) ただ、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の()内に数を記載すること [国内・在外]。 3. 選定投票所分(市代3投票所の合計、町村は1投票所分)の選挙当日有権者概数もあわせて連報すること。

在外分は参入しないこ ただし、指定在外選挙投票区である場合、 速報本部 1 **中**町村

中間投票状況(選定投票所分)速報用紙	
衆議院小選挙区選出議員選挙	
F2表	

紙	
M	
無	
選挙区	市町村名 (開票区名)

<del>-</del> 伙

現在

尔

欪

回

(開票区名) は大分市のみ記入 **※** 

電算担当	
点検担当	
受信担当	
	尔
受信時刻	盐
	歐
点検担当	
発信担当	
	尔
時刻	盐
発信	

_		1	1		
A)×100	丰	%	%	%	%
率 (B)/(A)×100	女	%	%	%	%
投票	角	%	%	%	%
(B)	捍				
票者数	女				
软	男				
{数 (A)	計				
選挙当日有権者概数	ダ				
選挙	畄				
		投票所	投票所	投票所	福

「選挙当日有権者概数」の合計欄の数は、F1表の選定投票所分の数と一致すること。 「投票者数」は、衆議院小選挙区選出議員選挙の数によること。 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。 第8回20時00分現在の報告に関しては、選定投票所の投票区における選挙人のうち、 (漢) 1. 2. 3. 4. <u>1</u>

16:00現在 18:00現在 19:30現在 20:00現在 10:00現在 11:00現在 12:00現在 14:00現在 無 第 3 回 回 3 回 回 3 回 回 5 回 回 5 回 回 5 回 回 4 回 回 4 回 回 4 回 回 4 回 回 4 回 回 5 回 5 回

ئد IJ <u>期目前投票及び不在者投票を行った者の数を(B)欄に含めること</u>(選定投票所の閉鎖時刻 第4回 14:00現在 第8回を繰り上げた場合においても、すべての速報現在時に速報を行い、20時00分現在の 報告において期目前投票及び不在者投票を行った者の数を含めること)。 なお、この取扱いは指定投票区制度を採用している市町村にあっては、投票録等に記載する実際の数値とは異なるので留意する、

### 選挙当日有権者数速報用紙 **尼審** 衆議院議員総選挙·最高裁判所裁判官国 F3表

	<b>튜</b> 正 黄		
市のみ記入	点検担当		
開票区名)は大分市のみ記入	受信担当		
噩			尔
	受信時刻		掂
		些	
市町村名 (開票区名)	点検担当		
	信担当		
M	※		
無	翔		尔
\$III/	発信時刻		蓝
挙区			
選	₩	崫	¥

者 者 +(D)	냳			
器 举 当 日 有 権 者 数(E)=(A)+(B)-(C)+(D)	女			
選	男			
(D)	丰			
そのも	女			
, NP	男			
(C)	丰	( )	( )	( )
新	女	( )	( )	(
≭	用			) (
# 数 (B)	<del>-</del> =			
敬	女			
井	用			
sa 概数 (在)	부			
選拳当日有権者概数 (H26.12.13現在)	女			
選挙 (H2	男			
		国内	在外	<del> </del>

(洋) 1. 2. 3.

「選挙当日有権者概数」は、F1表の数値と一致すること。 「補正登録者数」は、F1表の報告後、平成26年12月14日(選挙期日)投票所閉鎖時刻までの間に補正登録を行った者の数であること。 ・投票開始時刻までに死亡若しくは日本国籍を喪失した者 ・F1表による報告後、平成26年12月14日までに表示中の者で転出後4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で行った者 ・F1表による報告後、平成26年12月14日までに表示中の者で転出後4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で ・F1表による報告後、平成26年12月14日までに表示中の者で国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で ・F1表による報告後、平成26年12月14日までに表示中の者で国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で ・F1表による報告後、平成26年12月14日までに表示中の者で国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で ・F1表による報告後、平成26年12月14日までに表示中の者で国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で 「そった者。ただし、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者で、選挙の当日、選挙人名簿又は任外選挙人名簿に登録されるい者で、選挙の当日、選挙の名言の決定書、若しくは確定判決 「是を持って投票所に来た者等の数であること。 「選挙当日有権者数」は、F4表、F5表及びF6表の数値と一致すること。 (※F6表については、国内のみ) 4

<u>ي</u>

## 投票結果速報用紙 衆議院小選挙区選出議員選挙 F4表

称・一

電算担当	
点検担当	
受信担当	
	尔
受信時刻	哲
	些
点検担当	
発信担当	
	<b>⟨</b>
発信時刻	欪
<del> </del>	甲杠

	** B*	1 4 4 4 日 今日			投票者数但	3)	# #	) (O) 1#	(4)	Ħ	í	
/	田(	<b>进</b> 车当口有催有数	€ *	(期日前・	前・不在者投票分を含めること)	含めること)	莱લ石	業 権 有 数 (C)=(A)−(B)	A)—(B)	太 派 新	举 (B)/(A)×100	00 × (4
	畄	女	井	男	女	냳	留	女	냳	虽	女	計
国内										70	70	70
										06	0)	06
女女										%	%	%
+												
Ī										%	%	%
			当日投票									
		囲	期日前投票									
		(B)	不在者投票									
		の 在外(国外)	在外公館·郵便									
			当日投票									
		(国本) (国本)	期日前投票									
			不在者投票									

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。

<sup>2. 「</sup>投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

<sup>3.</sup>この表は、F5表と同時に報告すること。

## 投票結果速報用紙 衆議院比例代表選出議員選挙 F5表

 3次
 深議院比例代表選出議員選挙
 1次元元未込

 市町村名 (開票区名) (開票区名) (は大分市のみ記入

米子

		(A) ×	=
算担当		率 (B)/(A)×	7
電		投票	Œ
点検担当		(A)—(B)	1
信担当		i数 (C)=(A)—(	4
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	分	棄権者	Œ
受信時刻	蚦	k (B) うを含めること)	T
		者数(  投票分を	
	<b></b>	票 者 在者投票	4
点検担当	当	投 票 者 (期日前·不在者投票	<b>+</b>
検担	<b>当</b>	(A) 投票 (期日前・不在者	
刻 発信担当 点検担	分	当日有権者数 (A) 関 (期日前·不在者	Œ
発信担当点検担		日有権者数 (A) 関 (期日前·不在者	# T
名信時刻 発信担当 点検担	分	举当日有権者数 (A) 関 (期日前·不在者	

	選	選挙当日有権者数	(A) X	**************************************	投 票 者 数 (B)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3) 含めること)	棄権者	数	(C) = (A) - (B)	投票率		(B) $/$ (A) × 100
	用	女	計	男	女	부	男	女	丰	用	女	丰
国内										%	%	%
在外										%	%	%
垾										%	%	%
			当日投票									
		围	期日前投票									
		(B)	不在者投票									
		の 在外(国外)	在外公館·郵便									
			当日投票									
		( 国 ( 日 ( 日 ( 日 ( 日 ( 日 ( 日 ( 日 ( 日 ( 日	期日前投票									
		j J	不在者投票									

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。

<sup>2. 「</sup>投票率」は、小教第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

<sup>3.</sup>この表は、F4表と同時に報告すること。

### 投票結果速報用紙 最高裁判所裁判官国民審査 F6表

幽

市町村名 (開票区名)

※ (開票区名) は大分市のみ記入

電算担当	
点検担当	
受信担当	
	分
受信時刻	蚦
	些
点検担当	当
検	- 当
<b>旨担当</b>	
<b>旨担当</b>	

(B) $/$ (A) × 100	ե	%			
率 (B)/(	女	%			
投票率	畄	%			
(C) = (A) - (B)	냳				
燅	芩				
棄権者	畄				
3) 含めること)	捍				
投 票 者 数 (B) 前・不在者投票分を含めること)	¥				
・	闺				
(A)	丰		当日投票	期日前投票	不在者投票
日有権者数	女		(8)	国内のみ	۲
選挙当日有	角		(8)	<u> </u>	<u>íiia</u>

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。

<sup>2. 「</sup>投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

### F7-1表 衆議院小選挙区選出議員選挙 <u>開票状況速報用紙</u>

衆•小 中間:第 選 挙 区 第 1 区 口 時 分 現在 市町村名 分 大 市 確定: 時 分 確定 (開票区名) (第 開票 区) 発信担当 点検担当 市 発信時刻 町 村 分 時 受信時刻 受信担当 点検担当 電算担当 県 分 時

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	山本 しげる	
2	吉良 州司	
3	穴見 陽一	
4		
5		
6		

得票総数(A)	無効投票数	投票総数	
(有効投票数)	(B)	(C)=(A)+(B)	
持帰り・その他	投票者総数	開票率	%
(D)	(E)=(C)+(D)	(A)/(E)*100	

- (注)1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
  - 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
  - 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。
  - 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。
  - 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
  - 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

### F7-2表 衆議院小選挙区選出議員選挙 開票状況速報用紙

衆•小 中間:第 選 挙 区 第 2 区 時 分 現在 市町村名 確定: 時 分 確定 (開票区名) ※ (開票区名) は大分市のみ記入

市	発信時刻	発信担当	点検担当	
町 村	時 分			
	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
県	時 分			

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	山下 かい	
2	吉川 はじめ	
3	えとう 征士郎	
4		
5		
6		

得票総数(A)	無効投票数	投票総数	
(有効投票数)	(B)	(C)=(A)+(B)	
持帰り・その他 (D)	投票者総数 (E)=(C)+(D)		%

- (注)1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
  - 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
  - 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。
  - 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。
  - 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
  - 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

### F7-3表 衆議院小選挙区選出議員選挙 <u>開票状況速報用紙</u>

市	発信時刻	発信担当	点検担当	
町 村	時 分			
	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
県	時 分			

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	大塚 みつよし	
2	浦野 ひでき	
3	岩屋 たけし	
4		
5		
6		

得票総数(A)	▋無効投票数┃	投票総数	
(有効投票数)	(B)	(C)=(A)+(B)	
(日201237327	, ,		
持帰り・その他	┃投票者総数┃	開票率	0/
(D)	(E)=(C)+(D)	(A)/(E)*100	%

- (注)1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
  - 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
  - 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。
  - 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。
  - 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
  - 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

### 開票状況速報用紙 F8表 衆議院比例代表選出議員選挙

ф LL

市 町 村 名 (開票区名) 中間: 第 回 ※ (開票区名) は大分市のみ記入	
が、「開票区名)な人分刊のみ記入 時 分現在	Ξ
確定: 時分 確定	?
市 発信時刻 発信担当 点検担当	
村時分	
受信時刻 受信担当 点検担当 電算担当	
県 時 分	

届出番号	政党名	政党別得票数
1	日本共産党	
2	次世代の党	
3	幸福実現党	
4	生活の党	
5	公明党	
6	維新の党	
7	自由民主党	
8	社会民主党	
9	民主党	
10		

得票総数(A)	無効投票数	投票総数	
(有効投票数)	(B)	(C)=(A)+(B)	
持帰り・その他	投票者総数	開票率	%
(D)	(E)=(C)+(D)	(A)/(E)*100	

- (注)1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。
  - 2. 中間速報の場合は、「政党別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。
  - 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F5表の投票者数計の数値を記載すること。
  - 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F5表の投票者数計の数値と一致すること。
  - 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。
  - 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

### F9表 最高裁判所裁判官国民審查 開票状況速報用紙

国審

市 町 村 名 (開票区名)	確定:	時	分 確定
※(開票区名)は大分市のみ記入			

市	発信時刻	発信担当	点検担当	
町 村	□ 時 分			
	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
県	時 分			

区分	罷免を可とする	罷免を可としない	記載を無効と	計
	投票数	投票数	された投票数	
裁判官氏名	(a)	(b)	(c)	(d) = (a) + (b) + (c)
鬼丸 かおる				1
木内 道祥				2
池上 政幸				3
山本 庸幸				4
山崎 敏充				(5)
				6
				$\overline{\mathcal{O}}$
				8
				9
				10

上記の(c) 欄には、「×の記号を自ら記載したものではない」等により、関係部分の裁判官にかかる記載に限り無効(一部記載無効)とされた投票数を計上すること。なお、当該投票は有効投票であって、下記の「無効投票数(B)」と混同しないこと。

有効投票数 (A)	無効投票数 (B)	投票総数 (C)=(A)+(B)	
持帰り・その他 (D)	投票者総数 (E)=(C)+(D)		

(注)1. 「有効投票数」と①~⑨の各欄の数値はそれぞれ一致すること。 (A) = ① = ② = ③ = ④ = ⑤ = ⑥ = ⑦ = ⑧ = ⑩

2. 「投票者総数」は、F6表の投票者数計の数値と一致すること。

### 第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査 開票所及び開票開始・確定見込時刻一覧

	BESTERON ASTRONOMY MARINE AND THE		小選	挙 区	比例	代表	国民	審査
市町村名	開票所を設ける施設の名称	所 在 地	開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻
大分市 (第一開票区)	大分舞鶴高等学校 多目的競技場	大分市今津留1丁目19番1号	21:30	0:35	21:30	1:40	21:30	2:15
大分市 (第二開票区)	大分舞鶴高等学校 多目的競技場	大分市今津留1丁目19番1号	21:30	23:15	21:30	23:35	21:30	0:05
別 府 市	別府市民体育館	別府市大字別府市3016番地の1	21:10	23:00	21:10	0:00	21:10	1:00
中 津 市	中津体育センター	中津市豊田町14番地38	20:45	23:30	20:45	0:00	20:45	0:30
日 田 市	日田市総合体育館	日田市大字求来里29番	21:00	23:00	21:00	23:30	21:00	0:00
佐 伯 市	佐伯市立鶴谷中学校屋内運動場 (体育館)	佐伯市長島町1丁目1番1号	20:30	22:35	20:30	23:05	20:30	23:40
臼 杵 市	臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪595番 5	20:00	21:45	20:00	22:45	20:00	23:45
津久見市	津久見市民体育館	津久見市大字千怒5338番地	21:00	22:45	21:00	23:30	21:00	0:00
竹 田 市	竹田市総合社会福祉センター	竹田市大字会々1650番地	20:00	21:30	20:00	22:30	20:00	23:30
豊後高田市	真玉公民館ホール	豊後高田市中真玉2144-12	20:30	22:00	20:30	23:00	20:30	0:00
杵 築 市	杵築小学校体育館	杵築市大字杵築216番地	20:30	21:45	20:30	22:30	20:30	23:30
宇 佐 市	宇佐市農業者トレーニングセンター	宇佐市大字下高720番地	20:30	22:30	20:30	23:30	20:30	23:30
豊後大野市	豊後大野市総合文化センター大ホール	豊後大野市三重町内田878番地	20:30	22:00	20:30	22:30	20:30	23:30
由 布 市	大分県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1314	20:30	22:30	20:30	23:30	20:30	23:30
国 東 市	アストくにさきアグリホール	国東市国東町鶴川136番地1	20:15	22:00	20:15	22:30	20:15	23:00
姫 島 村	姫島小学校体育館	東国東郡姫島村1603番地	20:00	21:10	20:00	21:40	20:00	21:45
日 出 町	日出中央体育館	日出町3891番地2	21:00	22:10	21:00	22:25	21:00	23:10
九 重 町	九重町役場	玖珠郡九重町大字後野上8-1	20:00	21:00	20:00	21:30	20:00	22:00
玖 珠 町	玖珠町役場	玖珠町大字帆足268番地の5	20:00	21:30	20:00	22:00	20:00	22:00

衆議院小選挙区選出議員選挙 開票結果速報計画表

	ш		丑		量	0	22:10						
	姫		<u> </u>		林		22						
	\overline{\pi}				*	21:10	00						
	H		<u></u>		₽	0	22:00						
$\widehat{\boxtimes}$	₩		佐		₩	0	0	22:30					
(3	苹		銤		₽	21:45							
	曲时	溆	恒	田	H	0	22:00						
	#		世		₽	0	0	0	0	23:30			
	別		长		ŧ	0	0	0	23:00				
	玖		松		亩	21:30							
	九		₩		宦	21:00							
	#		卡		H	0	0	22:30					
	相时	溆	+	鱩	₽	0	22:00						
$\widehat{\mathbb{X}}$	竹		Ш		₽	21:30							
(2)	無	≪	Ī	虽	₽	0	0	22:45					
	Ш		华		₽	21:45							
	佐		甲		₽	0	0	22:35					
	Ш		Н		世	0	0	0	23:00				
	大夺	≳ <del>  </del> (\$	₩11		<u>×</u> 1)	0	0	0	23:15				
(1 K)	大夺	>⊞ (≸	<del>R</del> 1		<u>×</u> ])	0	0	0	0	0	0	0 : 35	
	I			発 :		21:50	22:20	22:50	23:20	23:50	0 : 20	0 : 50	1:20
				光光		21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0 : 30	1:00

※「○」は中間速報を行う団体を指し、時刻(=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。

衆議院比例代表選出議員選挙 開票結果速報計画表

ı		I	ı	I	1 1	ı	1	I		1	1 1
玖 珠	崫	22:00									
七 庫	뉱	21:30									
ш #1	屋			22:25							
超 電	#	21:40									
H H	Æ			22:30							
田 梓	Æ					23:30					
曹後大	笛 七			22:30							
孙 积	Æ					23:30					
<b>左</b>	Æ			22:30							
曹後高	田七			23:00							
4 田	Æ			22:30							
<b>兼 《</b>	当 中					23:30					
Ш <b>‡</b>	Æ			22:45							
和 句	#					23:05					
ш ш	#					23:30					
- +	<del>E</del>					00:0					
別 安	<del> </del>					00:0					
大分市 (第二	麗縣図)					23:35					
大分市 (第一	麗縣凶)					0		0		1:40	
	路時後期	22:20		23:20		0 : 20		1:20		2:20	
	羅 定時間帯	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30

※「○」は中間速報を行う団体を指し、時刻(=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。

最高裁判所裁判官国民審査 開票結果速報計画表

芡	松	量	22:00											い指す。
九	卌	宦	22:00   2											※時刻 (=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。
ш	丑	量			23:10									催定速報を
姫		<del>*</del>	21:45											時刻) は
H	<b>₩</b>	Æ			23:00									] (=羅定
#	任	Æ				23:30								* * * * * *
曹後	大 野	<del> L</del>				23:30								
1	桕	Æ				23:30								
苹	翐	₽				23:30								
劃 後	恒 田	₽					00:0							
44	Ш	Æ				23:30								
<b>兼 4</b>	< ≌	Æ					00:0							
Ш	<b></b>	Æ				23:45								
在	印	<del> E</del>				23:40								
Ш	Ш	<del> E</del>					00:0							
#	世	巳						0:30						
Bil	哲	문							1:00					
大分市	(無11賦用	<b>                                    </b>					0 : 05							
大分市	(無	(本本)									2:15			
		確定時間帯	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00	1:30	2:00	2:30	3:00	

### 5 投票結果確定時刻調

区分	平24.	12. 16	平26.	12. 14
市町村	小 選 挙 区	比例代表	小 選 挙 区	比例代表
大分市(第一開票区)	21:40	21:40	22:30	22:30
大分市(第二開票区)	20:28	20:28	22:30	22:30
別 府 市	21:11	21:13	21:12	21:12
中 津 市	21:39	21:39	21:21	21:21
日 田 市	20:55	20:56	20:58	21:04
佐 伯 市	20:25	20:25	21:11	21:11
臼 杵 市	19:46	19:46	19:51	19:52
津 久 見 市	20:50	20:50	21:04	21:04
竹 田 市	20:04	20:04	20:05	20:05
豊 後 高 田 市	20:41	20:41	20:16	20:16
杵 築 市	20:49	20:49	20:35	21:02
宇 佐 市	21:41	21:41	20:08	20:08
豊 後 大 野 市	20:13	20:13	20:23	20:23
由 布 市	20:50	20:50	22:16	21:15
国 東 市	21:49	21:49	20:27	20:28
姫 島 村	19:49	19:49	18:50	19:06
日 出 町	20:36	20:36	20:38	22:08
九 重 町	20:21	20:31	19:34	19:36
玖 珠 町	20:58	20:55	20:51	20:53

注) 1. 上記時刻は県速報本部が各市町村からFAXを受信した時刻です。

<sup>2.</sup> 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

6 開票進捗狀況調(小選挙区)

確定市町村	市町村数 累計 市町村名	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 大分市 (第一開票区)	確定市町村	市町村数 累計 市町村名	0 0	5 臼杵市、竹田市、豊後大野市、九重町、玖珠町	1 6 津久見市	2 8 佐伯市、由布市	1 9 日田市	1	
開票率	(%)	00:00	00:00	0.00	42.34	95.40	97.79	97.84	100.00	開票率	(%)	31.93	64.49	93.64	96.41	97.13	100.00	
数	次 見 陽 一	0	0	0	35,500	85,000	88,400	88,500	88,507	数	えとう征士郎	26,500	57,204	83,444	85,707	86,357	86,363	
者別得票	吉良州司	0	0	0	45,000	94,000	94,800	94,800	94,893	者別得票	計 はじめ	22,300	42,117	57,795	59,472	59,753	59,775	
條補	山本 Lげる	0	0	0	4,500	12,500	13,100	13,100	13,113	條補	山下かい	5,100	9,539	16,845	17,580	17,860	17,907	
	抽	0	0	0	85,000	191,500	196,300	196,400	196,513		111111	53,900	108,860	158,084	162,759	163,970	164,045	
$\widehat{\mathbb{X}}$	羅定								196,513	(X)	羅定						164,045	
(第 1	聖	0	0	0	85,000	191,500	196,300	196,400		(第 2	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	53,900	108,860	158,084	162,759	163,970		
	発表現在時刻	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00		発表現在時刻	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	

流 市 町 村	市町村名		豊後高田市、国東市、姫島村	字佐市、日出町	<b>杵築</b> 市	別府市、中津市
確	累計	0	3	2	9	8
	市町村数	0	3	2	1	2
画	L (%)	62.6	48.27	73.95	00.76	100.00
数	岩屋たけし	10,300	51,799	75,859	106,085	106,257
補者別得票	浦野ひでき	5,400	25,658	38,786	48,262	48,389
候衤	大塚 みつよし	1,300	8,101	16,420	17,573	17,657
	1111111	17,000	85,558	131,065	171,920	172,303
$\widehat{\mathbb{X}}$	羅定					172,303
(第 3 区)		17,000	85,558	131,065	171,920	
	発表現在時刻	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30

(※) 開票結果確定時のみ「有効投票数 (=得票総数) +無効投票数+持帰り・その他」 注)1. 開票率=得票総数(※)/確定投票者数×100

2. 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

# 7 開票狀況 (小選挙区)

										() () () () () () () () () () () () () (
(美	1 🗵	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00	確定時刻
大分市 (第一	第一開票区)	00:00	0.00	0.00	42.34	95.40	62.79	97.89	100.00	0:43
(第	2 🗵	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00	確定時刻
大分市(	大分市(第二開票区)	0.00	0.00	77.95	96.37	96.37	100.00			0:21
ш	田田	00:00	6.01	84.19	93.21	100.00				23:35
佐	伯市	7.13	74.02	96.23	100:00					23:04
Ѿ	<b>枠</b>	96.63	100.00							21:37
津	用	00:00	79.26	100:00						22:12
竹	田田	94.44	100.00							21:31
曹後	大 野 市	92.37	100.00							21:50
田田	布	14.87	49.36	95.75	100:00					22:40
九	画	00:00	100.00							21:14
及	茶	00:00	100.00							21:10
(第	3 🗵	21:30	22:00	22:30	23:00	23:30	00:0	0:30	1:00	確定時刻
別	府 市	00:00	0.00	27.36	69.96	100:00				23:13
#	世	080	24.01	89.38	96.32	100:00				23:18
曹後	声田中	32.52	100.00							22:06
华	築市	6.32	73.08	95.57	100.00					22:36
₩	佐市	32.50	97.14	100.00						22:19
Ħ	東	17.14	100.00							21:35
姫	島村	00:00	100.00							21:03
Н	出町	00:00	76.56	100.00						22:40
( 次	間画來=復画終粉(%)		/ 羅完拾 三							

注) 1. 開票率=得票総数(※)/確定投票者数×100

<sup>(※)</sup> 開票結果確定時のみ「有効投票数(= 得票総数)+無効投票数+持帰り・その他」

<sup>2.</sup> 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

### 8 開票結果時間の状況

			選	挙	X		
市町村名	投票総数	開票事務 従事者数	開 票 開始時刻	確定時刻	所要時間	前 回 所要時間	前回からの 短 縮 時 間
大分市(第1区)	200,737	537	21:30	0:43	3:13	3:10	<b>A</b> 3
大分市(第2区)	7,056	52	21:30	0:21	2:51	1:48	▲ 63
別 府 市	54,808	236	21:10	23:13	2:03	2:05	2
中 津 市	37,479	164	20:45	23:18	2:33	2:38	5
日 田 市	33,257	143	21:00	23:35	2:35	2:00	▲ 35
佐 伯 市	36,476	188	20:30	23:04	2:34	2:07	<b>▲</b> 27
臼 杵 市	20,180	112	20:00	21:37	1:37	1:35	<b>▲</b> 2
津 久 見 市	20,180	60	21:00	22:12	1:12	1:09	<b>A</b> 3
竹 田 市	11,965	85	20:00	21:31	1:31	1:32	1
豊後高田市	12,299	76	20:30	22:06	1:36	1:20	<b>▲</b> 16
杵 築 市	14,231	72	20:30	22:36	2:06	1:46	<b>▲</b> 20
宇 佐 市	28,001	127	20:30	22:19	1:49	2:00	1 1
豊後大野市	19,485	110	20:30	21:50	1:20	1:10	<b>▲</b> 10
由 布 市	18,364	113	20:30	22:40	2:10	2:10	0
国 東 市	15,754	88	20:15	21:35	1:20	1:40	2 0
姫 島 村	1,598	28	20:00	21:03	1:03	1:35	3 2
日 出 町	13,061	83	21:00	22:40	1:40	1:10	▲ 30
九 重 町	5,047	63	20:00	21:14	1:14	0:58	<b>▲</b> 16
玖 珠 町	8,691	54	20:00	21:10	1:10	1:35	2 5

			比	例 代	表		
市町村名	投票総数	開票事務 従事者数	開 票 開始時刻	確定時刻	所要時間	前 回 所要時間	前回からの 短 縮 時 間
大分市(第1区)	200,693	537	21:30	1:34	4:04	4:11	7
大分市 (第2区)	7,053	52	21:30	0:03	2:33	2:05	▲ 28
別 府 市	54,811	236	21:10	0:14	3:04	3:05	1
中 津 市	37,480	164	20:45	0:18	3:33	3:21	<b>▲</b> 12
日 田 市	33,251	143	21:00	0:21	3:21	2:30	▲ 51
佐 伯 市	36,474	188	20:30	23:08	2:38	2:40	2
臼 杵 市	20,179	112	20:00	22:11	2:11	2:23	1 2
津 久 見 市	9,840	60	21:00	22:48	1:48	2:05	1 7
竹 田 市	11,965	85	20:00	22:36	2:36	2:23	▲ 13
豊後高田市	12,297	76	20:30	22:39	2:09	2:07	<b>a</b> 2
杵 築 市	14,230	72	20:30	23:41	3:11	2:34	▲ 37
宇 佐 市	27,989	127	20:30	23:10	2:40	3:50	7 0
豊 後 大 野 市	19,483	110	20:30	22:41	2:11	2:10	<b>1</b>
由 布 市	16,810	113	20:30	22:53	2:23	3:10	4 7
国 東 市	15,747	88	20:15	22:02	1:47	2:30	4 3
姫 島 村	1,598	28	20:00	21:26	1:26	1:38	1 2
日 出 町	13,058	83	21:00	23:01	2:01	1:25	▲ 36
九 重 町	5,045	63	20:00	21:30	1:30	1:30	0
玖 珠 町	8,672	54	20:00	21:40	1:40	2:05	2 5

9 選挙管理委員会告示及び選挙長(選挙分会長)告示 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

大 分 県

三恵印刷㈱

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

登録を行う日

平成二十六年十二月一日

# + 号

平成二十六年

外 <u>\_</u> <u>0</u>

H

縦覧期間

金 曜

平成二十六年十二月二日

月二十一日

登録した者の氏名、経由領事官の名称、 大分県選挙管理委員会告示第三十九号 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に

Ħ

次

選挙管理委員会告示

る。 平成二十六年十一月二十一日

**大分県選挙管理委員会委員長** 

| 者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりであ

した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その

最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録

木

俊

廣

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間……………… 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる 衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……

○選挙管理委員会告示

平成二十六年十二月二日

衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日

大分県選挙管理委員会委員長

木

廣

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

-を掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成二十六年十一月二十一日

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動用ポスタ

大分県選挙管理委員会告示第三十八号

住所及び生年月日を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりである。 被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙人名簿の登録に係る

平成二十六年十一月二十一日

被登録資格の決定の基準となる日

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

平成二十六年十二月一日。ただし、年齢要件については、同年十二月十四日とする。

平成二十六年十一月二十一日

大分県報号外 (選管委告示)

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

三恵印刷

(定価 箇年

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時

+ 号 平 二月 成二十六年  $\exists$ 

曜 日 火

) 衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時……………… 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじ

を行う場所及び日時.....

選挙管理委員会告示

# 大分県選挙管理委員会告示第四十号

凼

应

四

所及び日時

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場

う場所及び日時…………

めた。 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、繰上投票を行う地域及び期日を次のとおり定 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員

五

平成二十六年十二月1 日

: Б.

繰上投票を行う地域

六

津久見市第九投票区

 $\dot{\Xi}$ 

大分県選挙管理委員会委員長

木 俊

廣

平成二十六年十二月十三日 繰上投票を行う期日

大分県選挙管理委員会告示第四十一号 大分県報号外 (選管委告示)

平成二十六年十二月 百 衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないこと

衆議院比例代表選出議員選挙において大分県選挙分会長が選挙立会人の届出等に関する 衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所 衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………五

事務を行う場所…

貼る証紙の様式………

衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに

衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者及び候補者届出政党が使用する選挙運動用

審査に用いる点字投票用紙に表示する選挙の種類の点字について……

衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民 衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投票用紙の様式…………………… 

衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民

審査における繰上投票を行う地域及び期日について…………

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行  最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会長及び大分県審査分会長職務代理者 衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができ

Ė

六

卉

Ė

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び

衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民

選挙管理委員会告示

の選任・

Ħ

次

衆議院小選挙区選出議員選挙、

衆議院小選挙区選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を	平成二十六年十二月二日
選	大分県報号外 (選管委告示)

次のとおり定めた。 平成二十六年十二月十四日執行の

平成二十六年十二月二日

木

俊

廣

衆議院比例代表選出議員選挙投票 平成二十六年十二月十四日執行

大 分 県

挙

管 理

숲 員

之 印

委

0

注。 意い 大分県選挙管理委員会委員長

平成二十六年十二月十四日執行

注<sup>ち</sup>ゅう 意い

0

衆議院小選挙区選出議員選挙投票

候補者でない者の氏名は、書かないこと。候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。に許は、しか、 らんない ひとりか

挙管理委 員会之印

大分県選

せいじだんたい めい 政治団体の名 Lようまた りやくしよう 称 又は略 称

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

鼓覚その値の

大きさは、 縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

用紙はあさぎ色とし、赤色のインクで印刷する。

備考

# 大分県選挙管理委員会告示第四十三号

備考

ははしゃしめば候補者氏名

次のとおり定めた。

平成二十六年十二月二日

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

用紙は薄黄色とし、黒色のインクで印刷する。

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を

平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び点字投

票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成二十六年十二月二日

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊 廣

備考 点字投票用紙 二 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。 ×を書く欄 玉 最 用紙は白色とし、黒色のインクで印刷する。 やめさせなくてよいと思う裁判官については、 やめさせた方がよいと思う裁判官については、 何も書かないこと。 その名の上の欄に×を書くこと。 0 高 民 注背 裁 意い 審 判 所 査 裁され 裁 判ばん 投 判 官な 票 の 官 名な 平成二十六年十二月二日 分 管 県 大 選 挙 理 委 員 会 之 印 備考 大分県選挙管理委員会告示第四十四号 用紙は白色とし、黒色のインクで印刷する。 大きさは、縦九・一センチメートル、横十五・二センチメートルとする。 大分県報号外 (選管委告示) 玉 最 民 裁 審 判 所 查 裁 投 判 票 官 大 分 県 選 挙 管 理 委 員 会 之 印 三

大分県報号外 (選管委告示)

選 号

印を次のとおり定めた。 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員

平成二十六年十二月二日

大分県選挙管理委員会の印 大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

挙 区

ピ

番

口

ラ

47

選

用

第

補

大 分 県 選 管

者

区

候

第

衆 議 院 小

不在者投票用封筒

仮投票用封筒 市 **町** (村)選挙管理委員会の印

# 大分県選挙管理委員会告示第四十五号

押印の方法を次のとおり定めた。 選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員

平成二十六年十二月二日

大分県選挙管理委員会委員長 木

俊

廣

ものとする。

大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第四十六号

選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙に、選挙の種類を次のとおり表示 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員

平成二十六年十二月二日

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

47

衆議院小選挙区選出議員選挙 しょうせんきょく

最高裁判所裁判官国民審查 衆議院比例代表選出議員選挙 ひれい

こくみんしんさ

# 大分県選挙管理委員会告示第四十七号

貼る証紙の様式を次のとおり定めた。 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動用ビラに

平成二十六年十二月1

候補者用

大分県選挙管理委員会委員長 木 俊

廣

備考

第 区」には小選挙区の番号を記載し、

「番号」には候補者の届出順位を記載する

用紙は、特別の紙質、 模様、 すかし等を用いることができるものとする。

候補者届出政党用

選

ラ

号

挙 区 ピ 番 選 管

旦

選 県

院 /[\ 党 用 区 大 分

第

備考

ものとする。 第 区」には小選挙区の番号を記載し、 「番号」には候補者の届出順位を記載する

用紙は、特別の紙質、 模様、すかし等を用いることができるものとする。

議

政

第

	第大分区県	選挙区		平成二十	名は、次のと	分県第二区及	平成二十六	大分県選挙管理委員会告示第四十九号		二用紙は、	ものとする。	一考	-	衆議政		小 用	47 選 ポ	 挙 ス	回区タ	選	挙		要用する選挙 の	大分県選挙管理委員会告示第四十八号
	務	選 区 子 元		成二十六年十二月二日	次のとおりである。	〈び大分県第二	年十二月十四	理委員会告記	<b>*</b>	、特別の紙質、	څ ه	区」には小澤		第	į	<sup>円</sup> 区	· — 県	不 選	管	号			平成二十六年十二月二日する選挙選重月オスター	(年十二月十日) (年十二月十日)
平成二十六年十二月二日	ーンヒル金池町 分市金池町三丁目三番九—一○○五号グ 日下窓第一二里里香里月里	日田市炎窓一丁目四番四八号 所	大分県選挙管理委員会委員長 木	百		分県第二区及び大分県第三区の選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、	<b>小第四十九号</b>		貝、模様、すかし等を用いることができるものとする。		には小選挙区の番号を記載し、「番号」には候補者の届出順位を記載する										大分県選挙管理委員会委員長 木	平成二十六年十二月二日平成二十六年十二月二日の財で記載の利式を必のとより定めた。	「一年では1971年、1972年に、1972年であった。 こうにん ア成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が分県選挙管理委員会告示第四十八号
	敏	ー k 後 廣 氏 名	俊			所及が	(分県第一区、大			る。		!順位を記載する										俊廣		:補者届出政党が
大分県報	大分東庁舎士	十二月三日以後	大分市大	十二月二日		平成二十	とおりである。	大分県第二区	平成二十六	大分県選挙管理		職 務 代 大分県選挙の	大分県選挙分	区		平成二十	及び大分県選	平成二十六.	大分県選挙管理		第三年区	1		第二玄 大分県 
号 外	大分県庁舎本館五階	以後。首二階				平成二十六年十二月二日	0	及び大分県第	年十二月十四		<b>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</b>	理分会	会 長	分 		平成二十六年十二月二日	拳分会長職務	年十二月十四	理委員会告三	*****	職務代理者	選挙長	職務代理者	選挙長
(選管委告示)	大分県総務部市番一号	正方オール	番一号		大分県選挙管理委員会委員長	日		<b>弗三区の選挙長が候</b>	四日執行の衆議院小	<b>委員会告示第五十一号</b>		大分市高江南一丁目二一番地の一二	ローバー別府三○三号 別府市浜脇一丁目三番	住	大分県選挙管理委員会委員長	百	務代理者として選任	四日執行の衆議院は	委員会告示第五十号	·····	大分市大字横尾二	大分市大字千歳五○○番	大分市上野丘西	大分市明野西一丁目二六番四-
	<b>WATER AND THE PROPERTY OF TH</b>				安員会委員長 一 木			大分県第二区及び大分県第三区の選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、			三二番地の一二	三〇三号 丁目三番三号スカイメイゾンク	所	安員会委員長 一木		及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長		·····	大分市大字横尾三九一四番地の三五	1○○番の九	一一番一号	丁目二六番四—六〇一号パ 汽番館
五	,				後			3を行う場所は	て、大分県第一			首藤	宇根谷孝	氏	俊		次のとおりである。	うる大分県選挙		•	岩 下 賢	矢 野 利	中津留康	大津留
					廣			· 次の	区			圭	子	名	廣		ある。	分会長			1	幸	夫	源

			- /
大分県選挙管理委員会告示第五十二号	一 場所 大分市大手町三丁目	町三丁目一番一号	
平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会	大分県庁舎本館五階	本館五階 大分県選挙管理委員会室	
長が選挙立会人の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。	二 日時 平成二十六	一十六年十二月十七日十時三十分	
平成二十六年十二月二日	<b>\</b>		{
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	大分県選挙管理委員会告示第五十五号	告示第五十五号	
十二月二日	平成二十六年十二月	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の	る大分県選挙分会の
大分市大手町三丁目一番一号	場所及び日時は、次の	次のとおりである。	
大分県庁舎本館二階 正庁ホール	平成二十六年十二	十二月二日	
十二月三日以後		大分県選挙管理委員会委員長 木	俊
大分市大手町三丁目一番一号	一 場所 大分市大手	大分市大手町三丁目一番一号	
大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内	大分県庁舎本館五階	本館五階 大分県選挙管理委員会室	
	二 日時 平成二十六	一十六年十二月十七日十一時	
大分県選挙管理委員会告示第五十三号	<b>{</b>	······	{
平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票の事務は、選	大分県選挙管理委員会告示第五十六号	告示第五十六号	
挙会場において選挙会の事務に併せて行わない。	平成二十六年十二月	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の	る名簿届出政党等の
平成二十六年十二月二日	名称等の掲載順序を定	名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。	る。
大分県選挙管理委員会委員長 木 俊 廣	平成二十六年十二月二日	月二日	
		大分県選挙管理委員会委員長 木	俊
大分県選挙管理委員会告示第五十四号	一 場所 大分市大手	大分市大手町三丁目一番一号	
平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大	大分県庁舎本館五階	本館五階 大分県選挙管理委員会室	
分県第二区及び大分県第三区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。	二 日時 平成二十六	一十六年十二月二日十八時	
平成二十六年十二月二日	{		{
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	大分県選挙管理委員会告示第五十七号	告示第五十七号	
大分県第一区	公職選挙法(昭和二	(昭和二十五年法律第百号) 第十八条第二項の規定により、	、平成二十六年十二
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号	月十四日執行の衆議院	月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分市の区域を分けて次のとおり開票	けて次のとおり開票
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	区を設けるものとする。	0	
二 日時 平成二十六年十二月十七日九時三十分	平成二十六年十二	十二月二日	
大分県第二区		大分県選挙管理委員会委員長 木	俊
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号	市町村名 開票区名	区	
计	大分市 大分市第一	金池第一投票区、金池第二投票区、金池第三投	(票区、長浜投票区、
二   日時   平成二十六年十二月十七日十時	開票区		(京文) · 安美文、一、中島第三投票区、
プラ		-	

3 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により	平成二十六年十二月二日	ができる者に限る。)に対し支給することができる報酬の挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十七条の二第二項	支給することができる報酬及者に対し支給することかでき	寸 / 支合すらここができる 毛鷺 弁鷺 / 漫十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙	大分県選挙管理委員会告示第五十八号	八幡第一投票区、八幡第二投票区、南大分市第二 小浜投票区、大道第三投票区、南大分市第二 小浜投票区、大道第三投票区、南大公及票区、两大分第六投票区、南大公及票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、大在西投票区、海大公区、两大股票区、大在西投票区、大在西投票区、水面,以票区、大在西投票区、大在西投票区、大在中央投票区、野津原第一投票区、大在西投票区、河原内投票区、野津原第一投票区、大在西投票区、海上、海、大公区、大大公区、大大公里区、大大公区、大大公区、大大公区、大大公区、大大公区
) について、路程に応じた実費額 じ旅客運賃等により算出した実費額 じ旅客運賃等により算出した実費額 ることができる実費弁償の額	T	報酬の最高額を次のとおり定めた。第二項の規定により報酬を支給すること	に選挙運動に従	選叁 重功議員選挙		及票区、大道第一投票区、南大分第二投票区、明野南投票区、南大分第二投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明野南投票区、明治投票区、明野南投票区、明治投票区、明治中投票区、时是上投票区、明治和发票区、市尾上投票区、明新电投票区、市路中投票区、市路中投票区、市路中投票区、市路中投票区、市路中投票区、市路中投票区、市路中投票区、市路中投票区、市路、加速等区、市路、和、加速等区、市路、和、和、和、和、、和、、和、、和、、、,,,,,,,,,,,,,,,,,
大分県選挙管理委員会を員長 一 木 俊 廣 ア成二十六年十二月二日 平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における大分県審査分会の場大分県選挙管理委員会告示第六十号		職 務 代 理 者 大分市長浜町三丁目五番一七号大分県審査分会長	大分県審査分会長 大分市南春日町二番二―一〇〇一号ハズパレ	区 分 住 所	大分県選挙管理委員会委員長  一 木平成二十六年十二月二日	二(食事料二食分を含む。) 一夜につき一万二千円 一食につき千円、一日につき三千円 一日につき五百円 一日につき五百円 一日につき五百円 一日につき五百円 一日につき一日につき一のために使用する労務者一人に対し支給することができる者のために使用する労務者一人に対し支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる者に入事する者(公職選挙法第百九十七条の二第二項の担合を合う。)一方五千円 「理委員会告示第五十九号 「理委員会告示第五十九号 「理委員会告示第五十九号 「中二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における日につき一万五千円」 「中二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における日につき一方五千円」 「中二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における日につき一方五千円」 「中二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における知识を対して、日につき一方五千円」 「中二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における知识を対して、日につき一方五千円」 「中二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における知识を対して、日につき一方五千円」 「中二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における知识を対して、日につき一方五千円」 「中二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における知识を対して、日につき一方のよりに対して、日につき一方の表別では、日につき一方の表別では、日につき一方の表別できる。 「中国につき一方の表別できる。」「中国につき一方の表別できる。」 「中国につき一方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国に対している」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国につきー方」「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国につきー方」「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、「中国にしまり、
大分県審査分会の場	{	石掛忠男	川野幸男	氏名	俊	る実費弁償の額 る実費弁償の額 定により報酬を支給す 変形の額 変形の額 の額 ののとおりである。

大分県報号外 (選管委告示)

七

八

大分県選挙管理委員会告示第六十三号とができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる放送とができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる放送とができる一般放送事業者の放送設備により行うことができる放送とができる一般放送事業者の放送設備により行うことができる放送とができるが送りている。  「一般放送事業者名」 回 数	大分県選挙管理委員会告示第六十二号 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。 平成二十六年十二月二日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会委員長 一 本 俊 廣	二 日時 平成二十六年十二月三日十時 大分県選挙管理委員会室 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会委員長 木 俊 廣 下成二十六年十二月二日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 下成二十六年十二月二日	平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文大分県選挙管理委員会告示第六十一号
		二       日時       平成二十六年十         一       場所       大分市大 大分県庁         二       日時       平成二十六年十	マ成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放 大分県選挙管理委員会告示第六十四号 株式会社テレビ大分 ニニ人以上 株式会社テレビ大分 ニーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

三恵印刷㈱

(定価 箇年 三万八千八百八十円

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第1

又は同

一の政党その他の政治団体に属す

次のとおりであ

平成二十六年

+ 二月 \_ =  $\exists$ 

号

曜 日 火

る。

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区における選挙

立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の選挙立会人として届出のあった者が十人を  $\equiv$ る候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、 場所 日時 平成二十六年十二月二日 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長 平成二十六年十二月十二日十時十五分 大分市大手町三丁目 大分県庁舎本館五階

香

一号

大 津

留

源

大分県選挙管理委員会室

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長告示第三号

| る候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、 る 立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における選挙 又は同 一の政党その他の政治団体に属す 次のとおりであ

平成二十六年十二月二日

衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の選挙立会人として届出のあった 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の選挙立会人として届出のあった者が十人を

選挙分会長告示

超えるとき等のくじを行う場所及び日時…………

超えるとき等のくじを行う場所及び日時………

Ħ

次

選

挙 長 告

示

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の選挙立会人として届出のあった者が十人を

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 矢

野

利

幸

場所 大分市大手町三丁目一番一 号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

日時 平成二十六年十二月十二日十時三十分

### ○選挙分会長告示

# 衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長告示第一号

次のとおりであ

おりである。 選挙立会人として届出のあった者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、次のと 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の

平成二十六年十二月二日

衆議院比例代表選出議員選挙大分県選挙分会長 宇 根 谷

孝

子

場所 大分市大手町三丁目一番

大分県選挙管理委員会室

大分県報号外 (選挙長告示・選挙分会長告示) 大分県庁舎本館五階

平成二十六年十二月二 日 \_

日時

平成二十六年十二月十二日十時

場所

大分市大手町三丁目 大分県庁舎本館五階

番一号

大分県選挙管理委員会室

る

平成二十六年十二月二

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一

区選挙長

木

俊

廣

る候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、

立会人として届出のあった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属す

平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における選挙

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第一号

○選

挙

長

告

示

二 日時 平成二十六年十二月十二日十時四十五分	15 ZZ ZZ ZZ ZJ	平成二十六年十二月二日
		大分県報号外 (選挙分会長告示)

発行人 大 分 県

三恵印刷㈱ (定価 箇年 三万八千八百八十円)

Ħ

次

選挙管理委員会告示

号 平 成二十六年

四四

の総数の三分の

地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者

一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、

その超える数に六分

一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

一二八、二六二人 三二、八七九人

Н

+

二月

日中別大

田 津 府

市市市市

二二、九九〇人

〇四二人

火 曜 日

○選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額…………… て得た数とを合算して得た数) ...... る場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え

大分県選挙管理委員会告示第六十五号

とおりである。 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、 分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に 員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十 十一年法律第百六十二号)第八条の規定による平成二十六年十二月一日現在で大分県議会議 十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、 (昭和三 次の 第八

平成二十六年十二月二日

八分県選挙管理委員会委員長

木

一の数 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の 九、五三四人 廣

十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営

を乗じて得た数とを合算して得た数

大分県選挙管理委員会告示第六十六号

玖 速

珠

国東市・東国東郡

七、七一四人

布

市

七七六人 九九八人

豊

後

宇 杵

大 佐 築

豊 竹

後

高 Ш

田

五八七人

九〇六人

六七二人

二四五人

市 市 津臼佐

伯

二一、四六七人

久 見

五七〇人 五七一人

市市市市

分県第二区及び大分県第三区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、 平成二十六年十二月二日 次のとおりである。 大

大分県第一区 三四、 六七八、〇〇〇円

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊

廣

大分県第二区 四七三、四〇〇円

大分県第三区 七九八、八〇〇円

大分県報号外 (選管委告示)

平成二十六年十二月

日

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県

編集 三恵印刷㈱

ンノノー	大分県級	
十二月二日	号 平 外 二 十 六 年	
( 4		新生 三原目 居
	3 自由民主党	1月 (4) 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
		_
	陽s 一's	省名 ニニノルニ ルコルー 日/
	大 分 県	
	一○号 島西二丁目三番 一○号	F
	(満四十五歳)	
	政党役員	

挙 長 告 示 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区の候補者の届出………… 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区の候補者の届出………… 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区の候補者の届出………

五

Ħ

次

選

挙

長

告

示

# 選

者として次のとおり届出があった。 衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長告示第四号 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区における候補 なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアド

平成二十六年十二月二日

レスは、別表のとおりである。

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第一区選挙長

理番号

政党の名称

候補者氏名 (ふりがな)

本

籍

1

日本共産党

山き

本き

しげる

大分県

2

民主党

吉፥

良ら

州点

司世

東京都

葉台一丁目一五 大分県大分市青

三月十六日昭和三十三年 (満五十六歳)

学客員研 大学院 大 院 大

究員

番地の一三

住 所 生 職 廣 業

木 俊

字森町一○二番 地の三四 二月二十日四十六年 (満六十三歳) 年年 齢 月 日 政党役員

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

大分県報号外 (選挙長告示)

平成二十六年十二月二

百

### 別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第1区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	ゃま もと 山本 しげる	https://www.facebook.com/profile.php?id=100004616260413&fref=ts
2	きぬ州司	http://www.kirashuji.com/
3	あな み よう いち 穴 見 陽 一	http://www.anamin.net/

	3	2	1	理番号	レ 者 来 議 来 <b>策</b> 院
	自由民主党	社会民主党	日本共産党	政党の名称	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長者として次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行すとして次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行いスは、別表のとおりである。平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙長告示第五号衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長告示第五号
	えとう	吉 t 川 か	山** 下た	候補契(ふり	 
	征ti 士い 郎ろう	は じ め	か	候補者氏名(ふりがな)	<b>大分県第</b> つた。 ない 到行の衆議
	大 分 県	大 分 県	大分県	本籍	一区選挙にお、候補多
平成二十六年十二月二日	船町二一番一号大分県佐伯市池	地の一大分県臼杵市大大分県臼杵市大	大分県大分市大 番九号グリーン 番九号グリーン コーポミエノ六	住所	を を を を を が 屈出を 行った を で を で の た
十二月二日	(満七十三歳) (満七十三歳)	(満四十八歳)	(満三十七歳)	(年 解) 日	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第二区選挙長 大 津 留 源平成二十六年十二月二日 として次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドとして次のとおり届出があった。なお、候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアドスは、別表のとおりである。
	部	政党役員	党専従	職業	ト等の アド の アド 補
大分県報号外 (選挙長告示)					
111					

### 別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第2区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	$\overset{\circ}{\Pi}{}{}{}{}{}{}{}{}{}{}{}{}}{}{}{}{}{}{}{}}{}{}{}{}{}{}}{}{}{}{}{}{}}{}{}{}{}{}{}}{}$	届出なし
2	吉 川 はじめ	https://www.facebook.com/furusatonoshinsenryoku
3	えとう 征士郎	2014.ETO.ORG

四

	3 自由民主党 岩 屋 たけし 大分県 内4	2     民主党     浦     野     ひでき     大分県     サ       マ     コ       ニ     エ	1 日本共産党 大塚 みつよし 大分県 間で大名	理番号 政党の名称 候補者氏名 本 籍届出受 候補者届出 (ふりがな) 本	衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区選挙長 矢 野 利 幸 ア成二十六年十二月二日 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における候補 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における候補 東議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における候補 東議院小選挙区選出議員選挙大分県第三区における候補 東京
平成二十六年十二月二日	の湯町八番一号 (満五十七歳) 区支部長大分県別府市田 昭和三十二年 政党選挙	大分県中津市豊   マンション三○ (満四十五歳)   労務士   サンクリエイト 三月三十一日   労務士   社会保険	番地九 (満五十九歳) 世界 (満五十九歳) 大分県由布市挾 昭和三十年十	住 所 (年齢) 職業	第三区選挙長 矢 野 利 幸 選挙長告示第六号 (保補者が届出を行った一のウェブサイト等のアド 候補者が届出を行った一のウェブサイト等のアド (大) では (
大分県報号外 (選挙長告示)					
Ŧi.					

### 別表

衆議院小選挙区選出議員選挙大分県第3区立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選挙運動用ウェブサイト等アドレス
1	た塚 みつよし	届出なし
2	<sup>ラゥ</sup> の 浦野 ひでき	http://www.urano-office.biz
3	岩屋たけし	http://www.t-iwaya.com

次

目

号 平成二十六年 <u>一</u> 为

+

二月

二日

火曜日)

衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時

選挙管理委員会告示

# ○選挙管理委員会告示

次のとおり定めた。 大分県選挙管理委員会告示第六十七号 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の日時を

平成二十六年十二月二日

区

分

 $\mathbb{H}$ 

時

 $\exists$ 

時

 $\exists$ 

時

 $\exists$ 

時

放送局日本放送協会大分

株式会社大分放送

大分県選挙管理委員会委員長

木

俊 廣

会社テレビ大 大分朝日放送株式

平成二十六年十二月二日

ラジオ

十二月十日 十二月十日 十二月十日 分

テレビ

一十二月十一日 午前七時二十五

午前七時二十五十二月十日

午後三時十四分十二月八日

大分県報号外 (選管委告示)

- 162 -

号

平成二十六年

十二月十七日 \_ 七 水曜日)

外

目

次

### 選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候

# ○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第六十八号

党の名称は次のとおりである。 分県第二区及び大分県第三区の当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政 平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大分県第一区、大

平成二十六年十二月十七日

大分県選挙管理委員会委員長

木 俊

廣

大分県第一区

大分県大分市青葉台一丁	住	
- 目一五番地の一三	所	
吉良	氏	
州 司	名	
民主党	候補者届出政党	

大分県第二区

 È	大分県第三区	大分県佐伯市池船町	住
所		一一番一号	所
氏		衛藤	氏
名		征士郎	名
候補者届出政党		自由民主党	候補者届出政党

平成二十六年十二月十七日

大分県報号外 (選管委告示)